（郵便物認可）

（日曜日休刊）　（定價金二錢）

時事新報

時事新報定價　（明治十九年十月一日改正）

枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送達スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵便料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
一行廿四字詰	銭	銭	銭	銭
自一行至十行	八	七	六	五
自十一行至三十行	七	六	五	四
三十一行以上	六	五	四	三

第千四百五十一號　明治十九年十二月六日　月曜日
（明治十九年十月一日改正）
明治十九年十二月六日　月曜日
當丙戌十一月十一日（庚子）
日出午前六時五十七分　入午後四時四十五分
月出午後一時四十七分　入午前一時二十七分
滿潮午前十時四十五分　干潮午後一時二十分
（西暦一千八百八十六年）

時事報告

社會時勢の變化すべきと思へ

遡て早きは時勢の進歩にして人の心付かざる間に過ぎ去るものゝ月日あり明治維新前後に變革實に古今に絶無なりしといへども今を距ること二十年に近くして殆んと別世界の事を聞くの想あり維新の遺物遺跡今日尚ほ其蹟々たるを見るもれ世に少なからずといへども最竟千年に後を期すべき遺跡にあらず時勢の進歩の止む時あくして變化の事ろ甚だ急劇なるあと質に豫想れ外なりといふべきあり然れとも今日までの變化の如き急劇は則ち急劇たるに相違なしといへども今日以後の變化に比すれば或は急劇と云いんより寧ろ緩慢の評を下すと以て適當とするの時勢もあるべし蓋し近來日本社會の有樣を察するに其日々夜々に變化進歩する所の各事物の外に早晩社會に根底より搖搖して非常に變化と成すの力と備具せる種々事物の日ゝ積み就き基礎を固うするありて日ゝ世人の耳目に著しく新て社會に現象に注意するのたしなきなき人々までも所々に未來の大變化を表示するの兆候あるを認むるに至りより鉄道擴張、内外人雜居、學問流行の類の如き皆是れあり目下國内鉄道に組織は尚ほ甚だ不十分なりといへども日本鉄道會社の線路中東京より仙臺に達するものも近來甚だ其工事を急ぎ宇都宮と經て黒磯に至るまでのものは既に數日前に開通し白河までのものも來月中には必ず開通すべしといへば攝籠仙臺より南に向て進を來るものと白河より北に向て進み行くものと兩端連續して東京仙臺間の鉄道全く落成するの期は今より一年乃至一年半の外に出ざることならん又鉄道局の直轄なる鉄道中信越線路の如きは里程長かゝざるにも拘はらず地理の險難あると天時の利あらざるとを以て其工事十分に迅速なる能わず東京と直江津とを聯絡するに期は今より尚ほ二年の後に在らんとの說あれども西南に轉ずて東海道鉄道の方に東京名古屋京都大坂と聯絡する頗る重要に線路たるの由緣もあるか鉄道局が心を用ゐる所も別して厚く其工事は緩々に今年に夏に着手したるものあれども爾來着々進歩して東京箱根間の線路の如きは無論來年の夏前に竣功すべき見込のよしにて箱根以西名古屋に至るまでの間も沿道各所に用意忙はしく東海道鉄道成り溯東鉄道成り東京大坂の間を通ずる汽車にて相往來すると得るの日は今より凡そ二年乃至二年半の内に在るべしといへり此外當時既に世の評判高き九州鉄道に如き大津四日市鉄道の如き又は山陽道鉄道の如き前記諸線と相前後して彌よ其工を成すに日に至らば日本の社會は政治上ゝ商賣上に又一般の社交上ゝ非常の變化を惹起すべきや明白なり又彼の内外人雜居の事に如きも時勢日に益切迫して此上永く猶樣と許すべしとも思はれず或は案外に早くして今より二三年を出でざる内に正しく其事を見るとするしとも斷言を得ざる事情の在るもあらん假令へ或は公然雜居を許すの沙汰なしとするも鉄道の行く所は即ち外國人の行く所にして法律規則の如何と問わず事の實際に於てはこれを拒むに工風あるべからず最竟人力の及ぶべからざる事柄なれとなり果して然らば公許の沙汰の有無ゝ關せず時勢の既に然らまむ所日本全國内外人雜居は早晩必有の事なりと覺悟すべきは甚だ至當の事にしてさて雜居後の社會の有樣如何と按ずるに政治上ゝ商賣上に又一般の社交上に容易あらざる變動を見るべきは是き亦誠ゝ明白至極の事なるが如き或い事と品とによりては鉄道よりも難居れ方却て洪大の變化を起すべくやも知るべからざるあり次ぎに又近來全國都鄙貧富の別なく學問の流行最も甚だまく世情を解せざる人れ眼を以く見れば事ろ狂氣の沙汰とせんかと思はるゝまでなり而して此學問たる二三十年前の日本人がおせまく支那の儒書を讀んで孔孟の道を講ずるにはあらずして當代文明の本場たる歐米諸國の書を讀んで文明の學科と學び文明の思想を養ひ或は直ちに歐米に渡航して文明社會の事と講習せるものあるがゆゑに其學問の成跡は古の所謂學問の成跡とい全く其有樣を異にするい當然の事なり今の日本人が斯る熱心を以て文明流の學問に從事し政治に商賣に百工技藝に又一般の社交人事に其新たに得たる所の知識思想と以て漸くこれを社會の實事に施し自ら事の局面に當たる者の日に增加するに從て社會の有樣は次第に變化し次第に變化の歩を速かにし早晩全く古流の事物を一掃して遂に文明流の天下を成すゝ至らざれば止まざる事甚だ明白なり學問を勉めて新たに知識思想と養ひこれと人事の實際に施すに至るまでの餘程時日の長きと要し甚だ程遠き事にして柿れ核と蒔いて柿の木と育て柿の實のなるを待つと一般中々急の事にはあらずとく今の學問の流行に格別重きと置かざる人もなからんかあれども其實學問の結果ゝ存外速かに世事ゝ現はるゝものにして決して左程待遠なるものにあらず彼を是れ事例に照して考ふるに今年十五歳の童子ゝ今より二十年にして三十五歳の有爲屈強の男となり今年四十五歳分別盛りの大人は二十年の後六十五歳の老翁となり最早繁劇の世事ゝ堪へざる一事を思へた時代の變化の速なる百事すべて明白なるべし況んや人間の死生年齢は日々の變化にして必ずしも二十年の永きを待て初めて一たび變ずるものにあらざるに於てをや以上略記する如く今後日本社會の有樣を變ずべきの事物二三にして足らず若しも此等の事物にして同時に其働きを逞ふせんには其勢力必ず當たるべからずして其結果必ず人の豫想外なるものあらん我々日本人は今日今後此變化無量の世に處するものなれば銘々十分ゝ我身の上と考へて覺悟と怠らず一旦生涯を過つて後悔するが如き事なきやう平常の心掛け肝要なるべし

官　報

〇宮内省達第十五號

文官大禮服制左ノ通改定ス

明治十九年十二月四日

奉　勅

宮内大臣伯爵伊藤博文

〇司法省告示第七號

本年法律第一號ヲ以テ登記法創定セラレタルニ付テハ明治十五年第六十號布告公證猶樣願ノ手續ハ明治二十年二月一日以後消滅スヘキヲ以テ地所建物船舶ニ對シ假差押ヲ爲サントスル者ハ管轄裁判所ニ其請求ヲ爲スヘキモノトス

明治十九年十二月四日　司法大臣伯爵山田顯義

〇東京府達第百四十六號

東京府小笠原島廳
郡區役所　伊豆七島役所
戸長役場　伊豆七島村役場

從來人民ヨリ差出ス諸願屆等ノ書面ニ往々拇印ヲ捺スルモノ有之候處自今印章所持セサル者ハ可成氏名ヲ自署シ其傍ニ印章無之旨ヲ記入シ拇印ヲ用ヒシメサル樣致スヘシ

明治十九年十二月四日　東京府知事高崎五六

〇司法省訓令（第五號續き）

第十二條　一番號中ニ登記セシ動物件ヲ分チ又ハ物件ヲ割テ賣買讓與スルトキハ表題部中取消ノ欄内ニ其要領及ヒ第何號ニ移レタルコトヲ記載シ分割シタル物件ハ未タ登記ヲ爲サヽル旧紙ニ記載シテ新番號ヲ付シ且第何號ヨリ移レタルコトヲ付記ス可シ其他ノ手續ノ場合ニ同シ、前項ノ場合ニ於テ舊番號中分割セラレタル物件ハ之ヲ來抹ス可シ若シ一物件ヲ割キタルトキハ更ニ殘餘ノ現狀ヲ記載スヘシ數番號ニ登記セシ物件ヲ合併シテ舊賣讓與スルトキハ各番號中甲區登記事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ

○第十三條　一番號中ノ物件ヲ分割シテ賣入若シクハ差押差留等ヲ爲ストキハ乙區若クハ丙區ノ抵當事由欄内ニ何々ノ物件ヲ賣入ス書入若クハ差押差留若クハ差押差留等ヲ爲ストキハ各番號中乙區抵當事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ數番號ニ應スル物件ヲ合併シテ賣入書入ヲ爲ストキハ各番號中乙區抵當事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ數番號ニ應スル物件ヲ合併シテ賣入書入ヲ爲ストキハ各番號中甲區抵當事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ○第十四條　賣入書入ヲ爲リタル物件ヲ賣渡與スルトキハ甲區登記事由ノ欄内ニ賣受人讓受人ヲ爲シ若クハ差押差留等ヲ爲ストキハ乙區若クハ丙區ノ抵當事由欄内ニ何々ノ物件ヲ賣入ス書入若クハ差押差留等ヲ爲ス可シ○第十五條　一番號中ノ物件ヲ分割シテ賣買讓與スル場合ニ於テモ亦前項ノ例ニ準據ス可シ○第十六條　物件ヲ分割シテ賣買讓與スル場合ニ於テ新ニ番號ヲ付スヘキ物件ニ共ニ書入賣入ヲ爲リタルモノナルトキハ新番號ノ表題部中物件ヲ記載シタル側ニ第何號舊番號ヲ云フノ物件ト連帶シテ抵當物ナリタルモノナルコトヲ付記ス可シ其抵當ヲ取消シタル場合ニ於テハ前項ノ付記ヲ來抹ス可シ○第十六條　賣入書入ノ權ヲ質權與シ若クハ差押差留等ヲ爲ストキハ甲區登記事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ數番號ニ應スル物件ヲ合併シテ賣入書入ヲ爲ストキハ各番號中甲區登記事由ノ欄内ニ其旨ヲ明記シテ登記ヲ爲ス可シ○第十七條　賣入書入ヲ爲リタル物件ヲ賣渡與スルトキハ甲區登記事由ノ欄内ニ賣受人讓受人ヲ爲シ若クハ差押差留等ヲ爲ストキハ乙區若クハ丙區ノ抵當事由欄内ニ何々ノ物件ヲ賣入ス書入若クハ差押差留等ヲ爲ス可シ○第十八條　登記法第十五條ノ場合ニ於テ登記ヲ爲スヘキ土地若シクハ廠舗世襲財產ナルトキハ地券及ヒ同第四十條ニ記載スル證書ニ依リ世襲ヲ產タルコトヲ認ムル旨ノ表題部中物件ノ側ニ記入ス可シ○第十九條　賣渡與其他ノ方法ニ因リ曾テ地所建物船舶ノ所有權ヲ得タル者其所有權ノ登記ヲ出願スルトキハ第九條ノ例ニ準シ之ヲ登記ス可シ○第二十條　從前ノ公簿ニ登記セシ書入賣入ノ取消ヲ願出タルトキハ第一條ノ例ニ準シ所有者及ヒ原契約ヲ登記シタル上乙區變更ノ欄内ニ其登記ヲ爲スヘシ此場合ニ於テ登記物件ノ全部若クハ一部數場所ニ渡リテ消滅シ其旨ヲ届出タルトキハ表題部中取消ノ欄内ニ之ヲ登記シ其物件ハ朱抹ス可シ若シ殘餘アルトキハ第十二條第二項ノ例ニ準シ其現狀ヲ記載ス可シ）地目變換ヲ届出タルトキハ表題中ニ記載シタル地目ヲ更正シ其旨ヲ付記ス可シ前二項ノ場合ニ於テハ手數料ヲ徵收セサルモノトス○第二十二條　登記所ニ固有内ニ在リテ船舶ノ定繫所ヲ更改シ其登記ヲ請フ者アルトキハ轉入セシ町村登記簿ニ其物件及ヒ所有者ヲ轉寫シ表題部中物件ノ側ニ某町村ヨリ轉入セシ旨ヲ付記シ若シ船舶ニ抵當物ナリタルモノナルトキハ其旨ヲ付記ス可シ轉出セシ町村ノ登記簿ニハ其表題部中取消ノ欄内ニ轉出ノ旨ヲ記載シテ其物件ハ朱抹ス可シ若シ他ノ登記所ニ廠スル町村ニ轉入スルトキハ原登記所ヨリ登記簿謄本ニ其旨ヲ記シテ之ヲ本人ニ下付シテ轉入スル登記所ニ差出サシメ其登記所ニ其謄本ニ依リ登記ヲ爲シ登記簿ノ適知書ヲ原登記所ニ送致ス可シ原登記所ハ其通知ニ依リ取消ノ手續ヲ爲ス可シ前二項ノ場合ニ於テハ登記法第十五條ノ例ニ準シ手數料ヲ徵收セサルモノトス○第二十三條　登記簿ニ記載スル船舶ハ本人ヲシテ自署セシメ其名下ニ拇印セシム可シ若シ登記車代ニ附屬スル船舶ハ登記官代書人其旨ヲ付記ス可シ○第二十四條　登記車代ニ附屬スル船舶中ニ其旨ヲ記載シ其圖面ニ登記車代ニ附屬スル旨ヲ付記ス可シ○第二十五條　登記ノ爲メ差出タル契約書ニハ登記濟ノ上登記官之ニ登記物件ノ番號ヲ記載シ且ツ關印シテ本人ニ渡付ス可シ○第二十六條　登記簿中ニ紙ヲ登記ヲ爲サヽル他ノ用紙ヲ編入セシ旨ヲ付記シ原用紙ヲ編入セシ旨ヲ記載シ第二ナルヲ付記シ原用紙番號ノ下ニハ第一ノ文字ヲ追加シ且第何册何丁ニ編入セシ旨ヲ記載ス可シ第三以下ノ編ヲ設クルトキ亦此例ニ準シ」前項ノ場合ニ於テハ原用紙ニ記載スル文字號ハ抹殺シテ其旨ヲ付ス可シ○第二十七條　登記簿ノ變更及ヒ年月日ヲ記スルニハ必ス漢數字ヲ以テ之ヲ爲スニハ之ヲ墨書ス可シ訂正若クハ抹消等ヲ爲スニハ之ヲ朱書ス可シ「文字ハ之ヲ改寫ス可シ若シ刪除スルトキハ抹消ヲ爲シ字體ヲ存スヘシ」訂正抹消ノ關係等ヲ爲シタルトキハ本人ヲシテ之ニ認印セシム可シ

○第二十八條　檢見人等ヲハ代人ヨリ登記ヲ出願セシトキハ檢見人タル

ノ既著ヲハ代理ノ委任ヲ證出サヽルトキハ登記ヲ爲サヽル可シ

○第三十條　登記所ニ其旨ヲ付記ス可シ

第三章　帳簿

○第三十一條　登記所ニ左ノ帳簿ヲ備フヘシ

一、船舶登記簿、四隻付ノ船舶ニ關スル登記ヲ爲スヘシ

二、船舶登記簿、十隻付ノ船舶ニ關スル登記ヲ爲スヘシ

三、船舶登記簿、百隻付ノ船舶ニ關スル登記ヲ爲スヘシ

四、船舶登記簿、千隻付ノ船舶ニ關スル登記ヲ爲スヘシ

○第三十二條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十三條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十四條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十五條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十六條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十七條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十八條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第三十九條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十一條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十二條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十三條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十四條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十五條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十六條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十七條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十八條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第四十九條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十一條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十二條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十三條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十四條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十五條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十六條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十七條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十八條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第五十九條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○第六十條　登記簿ノ編入ノ順序ハ其登記ヲ爲シタル日ヲ以テ之ヲ定ム可シ但手數料ヲ徵收セサル登記ハ其日ヲ以テ之ヲ定ム可シ

○私立法律學校特別試驗ノ件

第一條　文部大臣ハ私立法律學校ヲ撰ミ特別試驗ヲ行フヘシ

第二條　私立法律學校ヲ撰ミ特別試驗ヲ行フヘキ學校ノ例ニ依リ撰ミ定ムヘシ

○第二條　帝國大學校ハ必要ノ普通學科ヲ三年以上ノ課程ヲ經テ卒業シタル者ニ對シ特別試驗ヲ行フヘシ、但各科ニ就キ別ニ定ムル所ノ學科ヲ修メタル者ハ其科ニ就キ試驗ヲ免スヘシ

○私立法律學校特別試驗ノ件

第一條　法學通論、民法（契約、債權、財產、相續、婚姻、親族、物權、民事訴訟法）、刑法、治罰法、訴訟法、民事訴訟法、刑事訴訟法、憲法、行政法、國際法、商法（海上運送、海上保險、海上衝突、海上捕獲、海上賠償、海上物件、海上人命、海上債權、海上時效、海上訴訟、海上裁判、海上法律、海上法例、海上法典、海上法學、海上法令、海上法規、海上法制、海上法理、海上法權、海上法律學、海上法令學、海上法規學、海上法制學、海上法理學、海上法權學、海上法律學校、海上法令學校、海上法規學校、海上法制學校、海上法理學校、海上法權學校